

研究ノート

江戸時代の越前における油揚げの文化史

宇佐美雅樹*

はじめに

1. 法事関係資料の検索・調査

- (1) 資料名に「法事」の語を含む資料について
- (2) 吉田郡勝見宗左衛門家文書 「正徳五年法事帳」の検討
- (3) 丹生郡両林家文書 「天明三卯二月一日二日法事取越覚」の検討

2. 報恩講関係資料の検索・調査

- (1) 資料名に「報恩講」の語を含む資料について
- (2) 大野郡小嶋吉右衛門家文書 「惣報恩講譲牒」の検討

3. 香典関係資料の検索・調査

- (1) 資料名に「香典」の語を含む資料について
- (2) 坂井郡吉川充雄家文書の香典帳類の検討

4. 江戸時代の越前の油揚げに関する若干の考察

- (1) 豆腐札・油揚げ札について
- (2) 油揚げの呼称と価格の表記について

おわりに

はじめに

総務省統計局の統計資料「家計調査の1世帯当たり品目別年間支出金額及び購入数量（2016～2018年平均）」によると、全国の都道府県庁所在市及び政令指定都市のうち、福井市は「油揚げ・がんもどき」の家計消費支出が全国で1位であり、この実績は統計を取り始めてから57年間続いている（令和3年1月現在）。また越前国域（以下、「越前」と略記）では、油揚げといえば、通常は大判で厚みのあるいわゆる厚揚げ（生揚げ）を意味することが多いことも、この地域の食文化の一つとして従来から指摘されている。

現在の福井県域の北部にあたる嶺北地域（旧敦賀郡を除く越前全域）に特徴的な食文化といえる「油揚げ食」に関する研究は、これまで食物学や調理学の分野で進められており、前述の統計資料に現れる福井市域と同様、油揚げを多く喫食する傾向は嶺北地域で強いことを明らかにしている¹⁾。

しかしこれまでの研究は、現代における油揚げの嗜好や「油揚げ食」の状況など、油揚げの利用・

* 福井県文書館主任

摂取状況の分析が研究の中心であり、この特徴的な食文化の歴史的な背景についての言及が十分ではなく、寺院の分布および浄土真宗の報恩講などの仏事との関連が若干指摘されているにとどまる。これは、従来の嶺北地域の食文化研究が主にアンケートや聞き取り、もしくは報恩講料理等の実地調査という方法をもとに行われているため、歴史的な側面の探究が不十分であることによる²⁾。

他方、これまでの歴史研究でも、『福井県史』通史編に近世の越前国内における諸商売の一つとしての豆腐屋や営業権としての豆腐株について言及があるが、製品である豆腐やその加工品である油揚げの生産や消費等について触れたものはほとんどない。また、県内の複数の資料群には油揚げの記録を含む歴史資料は「献立覚」「買物覚」などの形である程度存在するものの、それらは断片的であり、そのためか、油揚げの歴史に関する資料としてほとんど利用されてこなかった。

1782年（天明2）に大坂で出版された料理本『豆腐百珍』は、豆腐料理として「油煤豆腐（あげとうふ）」を載せる。同書は、油揚げの調製法はよく知られているとして「通品」に分類し、その名称のみ載せている。このことから、料理としての油揚げは遅くとも18世紀後半には広く食されたものとみられるが、越前で油揚げがいつごろから食べられ始め、またどのくらいの頻度で食されたのかは未詳である。

現段階までの筆者の調査では、越前では江戸時代前期すなわち17世紀以前であることが確実な油揚げの事例は確認できず、江戸時代中期頃、すなわち18世紀前半から資料に登場する³⁾。年未詳の資料であるが、江戸時代中期、大野郡勝山の日蓮宗大蓮寺が勝山藩主に「揚豆腐」を献上し、これが「披露」され「御風味」の旨が仰せ出されたため、同藩家臣の原治部右衛門を介して大蓮寺にその代金が与えられている⁴⁾。この「揚豆腐」（油揚げ）は献上品であるため、店売りの商品でなく大蓮寺で調理されたものと考えられるが、この事例は、油揚げが当時の武家の食生活にとってなじみがなく、献上品に値するような食材であった一面を示していると思われる。これは一例であるが、油揚げが江戸時代の越前でどのような場面や背景で食されたか、関連資料を検討し、現代につながる福井における油揚げの食文化について考察することは、意味のないことではないだろう。

福井県文書館が管理する「デジタルアーカイブ福井」は⁵⁾、任意の語（キーワード）による資料検索を容易に行うことができ、調べようとする事柄に関する資料を抽出し、また検索結果を資料の年代順に配列できるため、事象や事物の推移を把握することに役立つ場合がある。本稿はこの「デジタルアーカイブ福井」の検索機能により豆腐や油揚げに関する資料検索を行い、検索により抽出された若干の資料を調査し、江戸時代の越前における油揚げ食や油揚げにまつわる生活文化などについて考察するものである。

1. 法事関係資料の検索・調査

（1）資料名に「法事」の語を含む資料について

現代においても油揚げは法事の後の食事、いわゆる「御斎（オトキ）」で食されることが多いため、法事関係の資料をまず調査対象とした。「デジタルアーカイブ福井」で「法事」をキーワードとして資料名を検索すると、128件の資料がヒットする（令和3年1月末現在）。そのうち、油揚げまたは豆腐の記述がある江戸時代の資料は16件、そのうち越前のものは14件と高い割合を示した。その14件の資料を年代の古いものから順に一覧にしたものが、表1である。

表1 資料名に「法事」の語を含む資料のうち、油揚げまたは豆腐の記述があるもの

資料 番号	出所 (郡名)	資料群名	資料名	年代	油揚げ・豆腐等に関する記述	管理番号
1	大野郡	松浦平六家	妙理いしゅうき取越 法事諸覚帳	1711年(正徳 1) 3月 6日	村人が法事にとうふ 2 丁持参	K0009-00274
2	吉田郡	勝見宗左衛門家	正徳五乙未年二月 二十七日法事帳(方々 音信)(ふくいかい 物)(方々へ賦覚)	1715年(正徳 5) 2月27日	音信としてとうふ 4 挺。糸油四 合五夕、とうふ20挺購入、「平 あけとうふ」	B0037-00012
3	吉田郡	勝見宗左衛門家	法事帳	1717年(享保 2) 2月 8日	音信として「とうふ札五挺」と「と うふ三挺」。とうふ10挺購入	B0037-00331
4	大野郡	松浦平六家	妙利拾七年季法事万 留帳	1726年(享保11) 4月 6日	糸ノ油、とうふ	K0009-00279
5	吉田郡	勝見宗左衛門家	享保十六辛亥正月廿 七日法事帳	1731年(享保16) 1月27日	「貳百文、油上ケ拾丁、但六ツ 切、壺丁ニ付貳拾文ツ、」「五拾 四文、たうふ六丁」	B0037-00338
6	吉田郡	勝見宗左衛門家	元文五庚申閏七月九日 浄栄往生仏供香典之 帳七廻忌法事入用音 信受留	1740年(元文 5)閏 7月 9日	二匁三分三厘とうふ代、「銀壺匁 七分 とほふう七丁、こんにやく 五ツ」「貳匁七分八厘 上ケと をふ八丁 壺丁ニ付廿四文」「壺 匁壺分 上ケ油貳合」 献立覚に「上ケとほふう(揚豆 腐)」、「青さきもとき(青鷺擬、 見せ消ち)」	B0037-00340
7	大野郡	松浦平六家	宗利日照様三十三廻 忌・妙利日宥貳拾七 廻忌・妙智日光七廻 忌取越法事諸覚	1765年(明和 2) 2月13日	「あけとうふ」500文	K0009-00285
8	丹生郡	両林家	天明三卯二月一日二 日法事取越覚	1783年(天明 3) 2月 1日	3 名がとうふ 3 丁ずつ持参、初 夜・斎・非時献立覚に「豆腐」「焼 豆腐」「上豆腐」あり	D0055-00109
9	吉田郡	勝見宗左衛門家	法事ニ付入用覚	1783年(天明 3) 3月	90文たうふ 5 丁、160文やきたう ふ 8 丁、540文油あげ120切	B0037-00361
10	吉田郡	勝見宗左衛門家	(信明院本如上人百ヶ 日御法事相勤メ)	1827年(文政10) 3月21日	「猪口 せんまい白あへ(薇白和 え)、茶わん 豆腐くす(葛)廻し」	B0037-00368
11	吉田郡	勝見宗左衛門家	(信明院本如上人一周 忌願延御法事相勤メ)	1828年(文政11) 1月19日	とうふ 2 丁	B0037-00369
12	坂井郡	吉川充雄家	御法事入用仮(祖師 600廻、奉書、白米、 酒など)	1835年(天保 6) 3月 1日	のみや弥助からとうふ 8 丁、や きとうふ 2 丁、油上 5 つ購入	C0037-00243
13	敦賀郡	中山正弥家	(提法院式百回忌法事 控)	1857年(安政 4) 6月 6日	平に「飛龍頭(がんもどき)」	M0536-00012
14	今立郡	内田吉左衛門家	泰雲様之事ニ取遣ひ 候銀留(買物代、法 事の時仁兵衛手間 代、寺方納経礼銀等)	年月日未詳	「とうふ五丁、右御寺へ上ケ申候」	X0025-01933

表1 資料番号1の資料は、大野郡における法事の記録である。油揚げの記録はみえないものの、村人が妙理一周忌のさいに松浦家(法華宗信徒)に豆腐を持参していることがわかる。また資料番号2・3・8の資料は、浄土真宗信徒の法事に際して豆腐や油揚げを音信(贈り物)として贈ったり、持ち寄った

りしたことを示している。これらのことから、法事の際に豆腐などの食材を持ち寄ることは、江戸時代の法事一般に際して行われていた生活文化と考えられる。また、法事が催される家に持ち寄られた豆腐や油揚げは、通常は保存がきかないため、法事に伴う「お齋」や忌中の食事で食されたものと考えられる。

表1 資料番号5の1731年（享保16）の事例では、「式百文、油上ケ拾丁、但六ツ切、壺丁ニ付式拾文ツ、」と油揚げの価格がみえる。価格がついていることから、店売りの油揚げと判断される。越前において店で売られたことが確実な油揚げとしては古い例である。

（2）吉田郡勝見宗左衛門家文書 「正徳五年法事帳」の検討

次に**表1**中の法事関係資料を個別に検討する。資料番号2の資料は1715年（正徳5）の吉田郡上合月村（現永平寺町）の勝見宗左衛門家で催された、「道味老拾七年忌取越（法事）」の際に寄せられた音信（贈り物）や法事のための買い物、参列者、供え餅の配り方などが書かれた記録「正徳五乙未年二月二十七日法事帳」（以下「正徳五年法事帳」と略記）である。

「正徳五年法事帳」には、法事に伴う飲食のための酒・酢・菓子に次いで、「豆腐式拾挺（丁）」とともに「ゑ油四合五夕」、つまり荳胡麻（エゴマ）の油を購入したことが記録されている（**写真1**）。

また、「正徳五年法事帳」の綴じ紐には、この法事に伴う「非時・齋覚」ともいうべき献立の覚書が結び付けてある（**写真2**）。この覚書には、汁の実として「もミとうふ（揉み豆腐）」を記すほか、「平 あけとうふ かきこふ からし」とあり、平椀に揚げ豆腐（油揚げ）が掻き昆布とともに盛りつけられ、辛子が添えられたことがわかる（**写真3**）⁶⁾。

ここで一つの推論を示す。「正徳五年法事帳」に添付された「非時・齋覚」（**写真3**）には揚げ豆腐（油揚げ）はみえるものの、「正徳五年法事帳」には購入品目として「揚げ豆腐」はみえない。一方、「正徳五年法事帳」にはゑ油（荳胡麻油）と豆腐が購入されていることがみえる（**写真1**）。よって、この「非時・齋覚」にみえる揚げ豆腐は、購入したものではなく、手前で豆腐を荳胡麻油で揚げて作ったものであると推論できる⁷⁾。また**表1**資料番号4は、1726年（享保11）の大野郡皿谷村における松浦家の法事関係資料であるが、法事入用をまとめた「覚」に「ゑノ油」と「とうふ」がみえるので、吉田郡の勝見家の事例と同様に揚げ豆腐をつくった可能性が高いと考えられる。

現在の市販の油揚げの多くは、江戸時代後期以降広く流通する菜種油で揚げられたものであるが（菜種油については後述）、豆腐と荳胡麻油が同時に確認できるこの2つのケースは、江戸時代中期における荳胡麻油で揚げた油揚げが存在したことを強く示唆する。

なお、**表1**資料番号6の資料にも「壺匁壺分 上ケ油式合」とあり、これが荳胡麻油なのかは分からないが、資料中の献立の記事には「上ケふ（揚麴）」と「上ケとほふう（揚げ豆腐）」がみえる。

（3）丹生郡両林家文書 「天明三卯二月一日二日法事取越覚」の検討

次に**表1**資料番号8の事例を検討する。資料は1783年（天明3）2月1日の丹生郡新保浦両林家の法事の状況を示すが、3名から持ち寄られた「豆府（豆腐）」計9丁が記録されている。同資料に記録されたこの日の非時献立には「汁 焼豆府」、平に「上豆府（揚げ豆腐） からしかけ」、初夜献立の吸物に「豆府」、坪に「せり（芹） 上豆府」、2日目の齋献立に「同（重引） せんまい白あへ

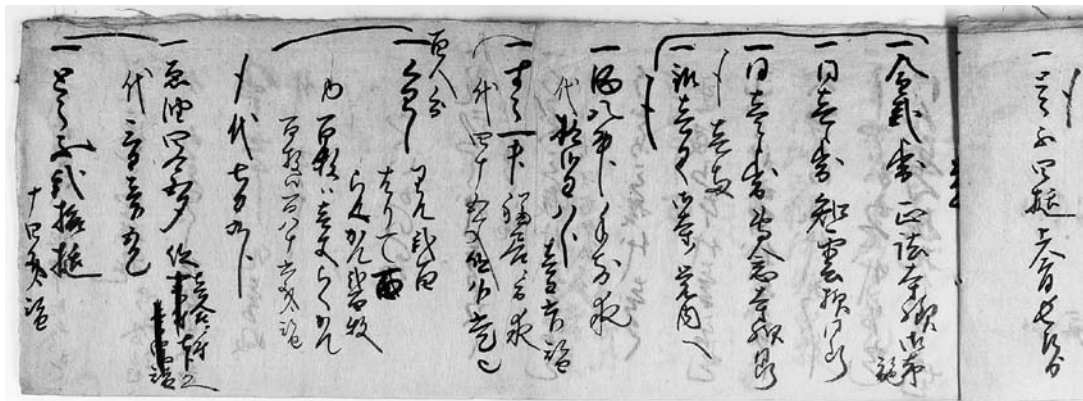


写真1 勝見宗左衛門家文書「正徳五年法事帳」(1715年)にみえる「あぶら」と「とうふ」(左端)

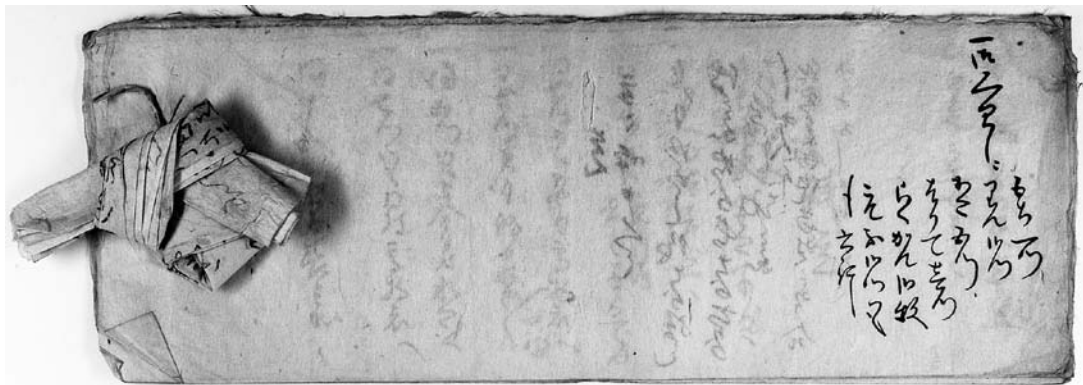


写真2 「正徳五年法事帳」の帳末における覚書の添付状況

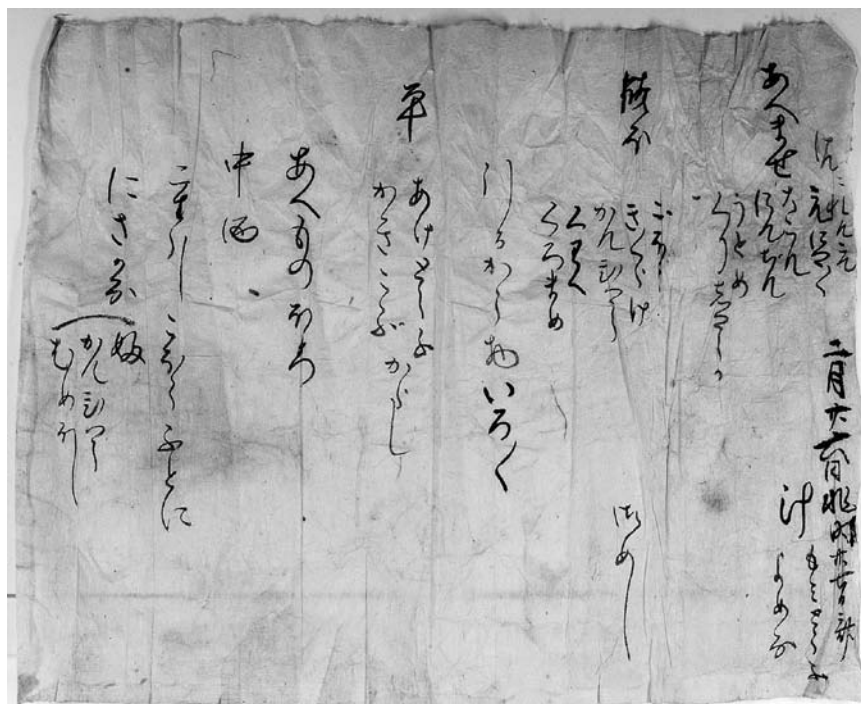


写真3 「正徳五年法事帳」に添付されている覚書「非時・斎覚」

（ぜんまい白和え）」などとみえる。持ち寄られた豆腐を焼いたり揚げたり和え衣にしたりするなど、さまざまな調理法で利用していることがうかがえる。

2. 報恩講関係資料の検索・調査

（1）資料名に「報恩講」の語を含む資料について

報恩講は祖師や先師の恩に報いるためその忌日に行われる法要であり、特に浄土真宗の報恩講は阿弥陀仏および宗祖親鸞への報謝のため、親鸞の忌日11月28日前後に営まれる仏事として知られている⁸⁾。越前の浄土真宗寺院や浄土真宗の門徒（信徒）の家などで催され、報恩講に伴う食事（お斎、オトキ）では油揚げなどを使った精進料理が供されてきた。

「デジタルアーカイブ福井」で資料名に「報恩講」の語を含む江戸時代の資料を検索すると、越前分では50件の資料が見出せる。ただ、そのほとんどは寺院の報恩講志の受取状や受取りを披露した旨の坊官書状、あるいは各家の報恩講の執行についての連絡に関する文書であり、江戸時代の報恩講の内容を窺うことのできる記録は次項で示す資料「惣報恩講譲牒」以外にはほとんどない。さらに、江戸時代では浄土真宗門徒の家で催される報恩講は、しばしば回忌法要と合わせて行われていたため、資料名に「報恩講」を含む資料でも、実際は回忌法要の記録である場合が多いので注意を要する⁹⁾。

（2）大野郡小嶋吉右衛門家文書 「惣報恩講譲牒」の検討

次に資料を個別に検討する。大野市小嶋吉右衛門家文書「惣報恩講譲牒」（I0045-00008）は、1805年（文化2）年から1887年（明治20）年まで、大野町の万株園茶店などで毎年11月25日に浄土真宗の信徒らにより運営された惣報恩講（ソウホンコ）の記録である。おおよそ80年間の報恩講のための買い物記録、諸経費の割方、客の名列、年によっては惣報恩講のさいに詠まれたと考えられる即興の俳句などが記されている（写真4）¹⁰⁾。



写真4 「惣報恩講譲牒」にみえる即興の俳句（嘉永6年記）

この「惣報恩講譲牒」は、おおよそ80年間のうち数年分の記録を欠き、また記録を欠いた年については「書付不見」などと注記があることから、毎年記録を書き継いで作成されたものではなく、何年か保存しておいた書付を写して作成されたものと考えられる。このうち、買い物記録の内容をまとめたのが表2である。

表2 「惣報恩講譲牒」にみえる豆腐・油揚げ・種油

西暦年	年	代金 (文)	豆腐 (丁)	単価 (文)	代金 (文)	油揚げ (丁)	単価 (文)	代金 (匁)	種油 (合)	単価 (匁)	豆腐と油揚げおよび買い物等に関する 記事または注記、その他
1805	文化 2	532	28	19				2.1	7	0.3	当年は油高値により入用が多くなったので来年より五合にする。
1806	文化 3	483	27	17.88				1.4	5	0.28	「御汁かぶら、なます、あぶらあげ、 こうのもの」
1808	文化 5	494	26	19				1.75	5	0.35	「油揚げ」の儀兵衛は雪かきのため不 参。当年は庄兵衛に依頼。
1809	文化 6	442	26	17				1.75	5	0.35	豆腐 3 者（八幡屋・浦九・海老屋） から購入。豆腐の余りが少なく来年 2 丁増の予定。
1810	文化 7	413	27.5	15				1.75	5	0.35	豆腐 2 者（海老屋・八幡屋）から購入。
1811	文化 8										記録なし（「書付不見」）
1812	文化 9	450	30	15				1.8	6	0.3	豆腐 3 者から購入。
1813	文化10	(2.73)	17					1.15	3.5	0.32	
1814	文化11	286	18	15.88				1.5	3.5	0.42	豆腐 2 者から購入。
1815	文化12	288	18	16				0.83	3	0.27	豆腐 2 者から購入（油屋は与兵衛か ら庄右衛門へ変更）。
1816	文化13	232	14	16.57				0.75	3	0.25	豆腐 2 者から購入。
1818	文政 1	280	14	20				0.75	3	0.25	豆腐 3 者から購入。「御上様遠慮」の ため油揚げを持たせ遣わす。豆腐 1 つ 2 つ余る。
1819	文政 2	210	14	15				0.81	3	0.27	豆腐海老屋のみ、油屋与兵衛
1820	文政 3	286	17	16.82				0.93	3	0.31	豆腐代26匁。ほかに客として座頭 3 人。
1821	文政 4	255	15	17	19	(5つ)	3.8	0.9	3	0.3	豆腐海老屋と大黒屋、油揚げ大黒屋か ら購入。
1822	文政 5										記録なし（「書付不見」）
1823	文政 6	(2.69)	15					0.81	3	0.27	豆腐海老屋と大黒屋。
1824	文政 7	272	16	17				1.18	4	0.29	豆腐海老屋と浦井治兵衛。
1825	文政 8	352	16	22				(140)	4		豆腐海老屋と浦井治兵衛。本家へ油 揚げ五つ持たせ遣わす。
1826	文政 9	360	18	20				(164)	4		本家へ油揚げ五つ持たせ遣わす。不足 にもならず。
1827	文政10	320	16	20				(120)	3		「人中にても豆腐は宜敷御座候」
1828	文政11	(3.75)	18					1.2	3	0.4	
1829	文政12	(3.75)	18					0.99	3	0.33	
1830	文政13	490	21	23.33				0.9	3	0.3	3 人の押懸客により海老屋に豆腐取 り寄せ。
1831	天保 2	342	18	19				1.17	3.5	0.33	油半合は仏様遣い（灯明）、余った油揚げ を夜に参った宝崎村喜兵衛に喰わせる。
1832	天保 3	396	18	22	(0.6匁)	2	(0.3匁)	(180)	3		客が増えたのでにわかに豆腐取り寄せ。
1833	天保 4										記録なし（「書付なし」）
1834	天保 5	380	20	19	39	1	39	(174)	3		豆腐は手前揚げにして足りるが、に わかに油揚げ取り寄せ。
1835	天保 6	22	1	22	320	8	40				油買わず。

1836	天保 7										記録なし（「書付なし」）
1837	天保 8				448	8	56				
1838	天保 9										記録なし（「書付不見」）
1839	天保10										記録なし（「書付不見」）
1840	天保11										記録なし（「書付不見」）
1841	天保12				1296	27	56				油揚 2 回買う。
1842	天保13	32	1	32	1056	22	56				豆腐32文、油揚56文、「当年は殊の外年柄宜敷」、米一俵15匁。
1843	天保14	10	0.5	20	1104	23	56				ほか、豆腐は焼豆腐10個。
1844	天保15				910	22.5	56				
1845	弘化 2				1120	20	56				ほか、焼豆腐 1 丁32文。
1846	弘化 3										記録なし（「書付なし」）
1847	弘化 4										記録なし（「書付なし」）
1848	嘉永 1				224	3.5	56				油揚のほか、赤小豆、人参、芋、牛房、こんにゃくも購入。
1849	嘉永 2				(1.4匁)	(20枚)	(0.07匁)				油揚のほか、小豆、人参、芋、牛房、こんにゃく、木茸、かぶらも購入。
1850	嘉永 3										「客之分者米高直ニ付俵約故久兵衛乳母二人斗」
1851	嘉永 4	144	6	24							油揚なし。大根なども。
1852	嘉永 5	96	3.5	27.42							油揚なし。（「当年米高直故客者不仕候」）
1853	嘉永 6				243	?					
1854	嘉永 7	81	3	27	256	30	8.53				
1855	安政 2										焼豆腐20は72文、かぶらなど。
1856	安政 3				(2.38匁)	36	(0.066匁)				あずきなど購入。
1857	安政 4				280	35	8				
1858	安政 5				280	35	8				495文=4.67匁
1859	安政 6										記録なし
1860	万延 1										記録なし
1861	文久 1										記録なし
1862	文久 2										記録なし
1863	文久 3										記録なし
1864	元治 1										記録なし
1865	慶応 1										記録なし
1866	慶応 2										記録なし
1867	慶応 3	(0.55)	1		(12.5匁)	50	(0.25匁)				豆腐は寄せ豆腐
1868	明治 1	(1.2)	1		(21匁)	60	(0.35匁)				
1869	明治 2										諸色沸騰するも、老旦那の助力により惣報恩講実施（購入記録なし）。

※ 表の項目に対応しない代金・数量・単価の不規則な記述は（ ）で示した。

表2によると、大野でのこの惣報恩講では、天保期ごろを境に買い物の内容に大きな変化があることがわかる。すなわち、天保期より以前は20丁ほどの「豆腐」を買っているが、同時に3～5合ほどの「種油（菜種油）」も購入している。ところが、天保期ごろから油揚げを買いはじめると、種油を購入しなくなっている。このことから、少なくともこの講では、天保期以前は基本的に豆腐を菜種油で揚げ、いわば手前揚げで油揚げをつくり惣報恩講に供していたことがわかる。一例として、写真5は「惣報恩講譲牒」のうち文政9年記であるが、豆腐18丁を360文で、種油4合を164文で購入した記録がみえるときともに、「本家江者、油揚げ五ツ遣申候」と、油揚げを小嶋家へ遣わした記事もみえ、これも豆腐を菜種油で揚げていたことを裏付ける。

先に本稿1(2)で1715年（正徳5）の吉田郡上合月村（現永平寺町）の勝見宗左衛門家の「法事帳」を検討し、同資料の油揚げについて、豆腐を荳胡麻油で揚げて油揚げを作っていた可能性が高いことを指摘した。一方、「惣報恩講譲牒」が示すように、江戸時代後期の越前におけるこの惣報恩講では、天保期ころまで豆腐を菜種油で揚げて油揚げを作っていたことになる¹¹⁾。



写真5 「惣報恩講譲牒」にみえる豆腐・種油・油揚げ（文政9年記）

江戸時代後期の1786年（天明6）ごろ成立したとみられる地誌「越藩拾遺録」に、産物類のひとつとして「菜種 在々ニテ作ル、就中福井近在ニテ専ラ作り出ス」とみえ、菜種は福井近在の特産物に数えられるものになっていた。また、福井藩が1790年（寛政2）に菜種の専売を実施したように、越前でも水田の裏作などで菜種の栽培が活発に行われていたとみられよう¹²⁾。江戸時代後期には灯油需要の一層の増大とともに天ぷらなどの料理用の菜種油の生産と流通が広まったことは周知のことであるが、18世紀後半以降は越前で生産・流通する、いわゆる地回りの菜種油の市場があり、相当量の菜種油の生産と流通があったものと考えられる¹³⁾。つまり、これらの点と本稿1を総合すると、おおよその傾向ではあるが、越前においては江戸時代中期までは豆腐を揚げて油揚げを作るために荳胡麻油が使われ、江戸時代後期には地回りの菜種油が使われるようになっていったと推論できる。

「惣報恩講譲牒」にみえる各年の特記事項として、1808年（文化5）の惣報恩講には「油揚げ」の儀兵衛が「雪かき」のため不参となったため、その代わりに庄兵衛が朝五ツ時から「油揚げ」を務めたことがみえる。「油揚げ」とは、惣報恩講のため豆腐を切って油で揚げるなどの調理、つまり油揚げの調製にあたる担当者であろう。江戸時代における報恩講の運営の一端が窺える。

また、「惣報恩講譲牒」の1830年（文政13）から1834年（天保5）の記事には、惣報恩講に急にやってきた「押懸（おしかけ）客」3人のために油揚げにする豆腐を追加で取り寄せたこと、また、余った油揚げを遅れてきた人に食べさせたことなどを、わざわざ注記してある。興味深いことに、他の食材にはこのような記述は見られない。これは油揚げの数量の過不足をなるべく生じないよう、客

の人数とともに後年の参考とすべき情報を書き残したものとみられる。これらの注記は、当時の惣報恩講の運営側（講）と客の双方が、報恩講の食事（お斎）には油揚げが欠かせないとの共通認識を持っていた証左ともいえよう。

3. 香典関係資料の検索・調査

(1) 資料名に「香典」の語を含む資料について

「デジタルアーカイブ福井」で資料名に「香典」の語を含む江戸時代の資料を検索すると、越前分では80件の資料が見出せる。うち、寄せられた香典を記録した「香典帳」は76点を数え、そのほとんどは長帳形式である。吉田郡稲多村毛利五左衛門家文書、足羽郡中毘沙門村奥田与兵衛家文書、坂井郡金津新町吉川充雄家文書、吉田郡上合月村勝見宗左衛門家文書、大野郡皿谷村松浦平六家文書などの資料群にある程度まとまって残されている。香典に対する返礼は相手方への香典によって行われるという社会通念と慣習があり、香典の詳細な記録を残す必要があったからであろう。

香典帳に記された香典の大半は金銭（銀）や米、蠟燭であるが、香典とともに酒のほか茶の子（茶菓子）、素麺等、さらに本稿で検討する油揚げや豆腐が併記されていることが多い（写真6）。香典に併記されたこれらの飲食物は、通夜の参列者への供応に使われる飲食物、いわゆる「通夜見舞」である¹⁴⁾。

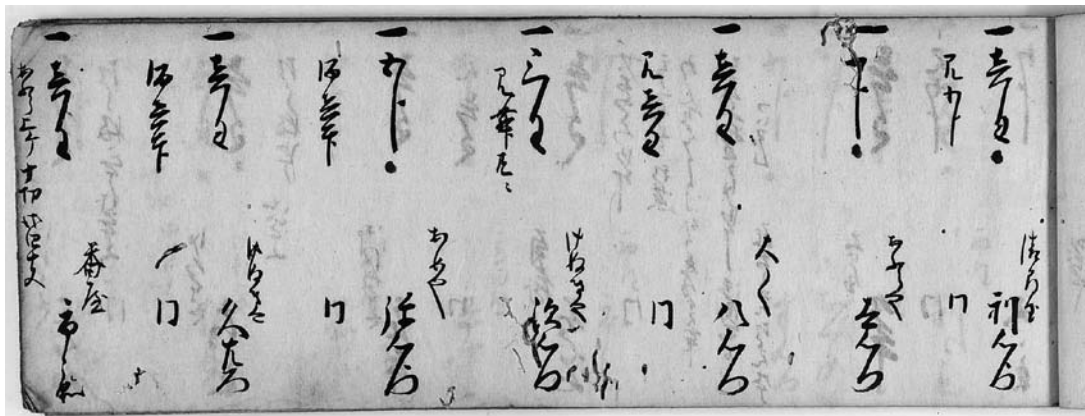


写真6 香典帳にみえる香典と通夜見舞（金銭・酒・油揚げ、吉川充雄家文書、表3資料番号10）

(2) 坂井郡吉川充雄家文書の香典帳類の検討

北陸街道沿いの坂井郡金津は、江戸時代には北金津、南金津、金津新町からなり、商工業が発達した地域である。金津新町の吉川充雄家文書は、元禄期以降の町方文書や私文書を含む。町方文書のうち「三金津等明細帳」¹⁵⁾は1789年（寛政元）ごろの金津の様子を伝えるが、「一 豆腐屋三軒 一南 式北」とあり、南金津に1軒、北金津に2軒の豆腐屋があったことを記す。

同家文書の私文書には1694年（元禄7）以降1931年（昭和6）までの約30点の香典帳が残されており、うち江戸時代のものは23点を数える（表3参照）。金津およびその近辺の村むら、遠くは三国・丸岡・福井・加賀大聖寺などの人びとから寄せられた香典や見舞等が記録されており、その実態を知るための好個の資料となっている。

表3は、吉川充雄家文書の江戸時代中・後期の香典帳にみえる豆腐や油揚げの記述の一覧である。

表3 吉川充雄家文書の江戸時代中・後期の「香典帳」にみえる豆腐や油揚げの記述

資料番号	資料名（管理番号）	年代	油揚げ・豆腐等に関する記述 * 下線は油揚げで（ ）は持参人
1	香典之覚 (C0037-00039)	1694年(元禄 7) 2月 8日	—
2	御香典之帳 (C0037-00040)	1703年(元禄16) 3月28日	「 <u>油上とうふ三丁</u> 」(金津十日町茂助)
3	教信香奠帳 (C0037-00041)	1716年(享保 1) 2月26日	「とうふ三丁」(金津新町市兵衛)、「とうふ二丁」(同所太郎兵衛)、「とうふ三丁」(同所茶屋仁兵衛)、「とうふ五丁」(同所与次兵衛)、「とうふ三丁」(同所吉三郎)、「 <u>上とうふ四丁</u> 」(金津十日町角右衛門)、「 <u>上とうふ四丁</u> 」(同町庄右衛門)
4	御香奠之帳 (C0037-00373)	1721年(享保 6) 8月 4日	「とうふ五丁」(金津新町五郎兵衛)、「とうふ三丁」(同町吉三郎)、「とうふ三丁」(同町忠兵衛)、「とうふ五丁油上」(金津十日町中村や庄右衛門)
5	御香典帳 (C0037-00133)	1733年(享保18)10月11日	「とうふ三丁」(金津新町清兵衛)、「とうふ式丁」(同所宮谷や)、「とうふ式丁」(同所八兵衛)、「とうふ式丁」(同所庄次郎)、「とうふ式丁」(同所勘右衛門)、「とうふ三丁」(同所与市郎)「とうふ三丁」(同所六兵衛)、「とうふ三丁」(金津六日町木屋忠兵衛)、「 <u>上ケとうふ五丁</u> 」(金津十日町さるや)、「 <u>上ケとうふ三丁</u> 」(同町中村や庄右衛門)
6	御香典帳 (C0037-00378)	1738年(元文 3) 7月21日	「とうふ二丁」(金津新町いせや太郎兵衛)、「見舞 とうふ札二丁」(同町うけや九左衛門)
7	御香典帳 (C0037-00379)	1738年(元文 3) 9月15日	「とうふ二丁」(いせや太郎兵衛)
8	釈妙円香典帳 (C0037-00374)	1753年(宝暦 3)12月 7日	「 <u>上ケたうふ十切</u> 」(金津新町いなごいや伝右衛門)、「たうふ札式丁」(同所茶屋仁左衛門)、「たうふ札式丁」(同所茶屋与三郎)、「たうふ式丁」(同所こん屋よこかきや五郎兵衛)、「たうふ式丁」(同所あぶらや太右衛門)、「たうふ札三丁」(同所けぬきや三右エ門)、「たうふ三丁」同所(けぬきや六兵衛)、「たうふ式丁」(同所けぬきや仁左衛門)、「たうふ札三丁」(金津六日町米屋一郎右衛門)、「たうふ札五丁」(金津六日町米屋助右衛門)、「たふ三丁」(金津古町中垣内権三郎)
9	釈道祐香奠帳 (C0037-00375)	1754年(宝暦 4) 7月12日	—
10	法名釈信了信士香典留帳 (C0037-00376)	1757年(宝暦 7) 7月10日	「あふら上ケ十切代四十文」(金津新町番屋市兵衛)、「たうふ三丁代六十文」(金津新町けぬきや三右衛門)、「たうふ二丁代四十文」(同所けぬきや六兵衛)、「あふら上ケ十切代四十文」(けぬきや仁左衛門)、「あふら上ケ十五切」(六日町平野屋与次兵衛御母子)、「たうふ三丁」(古町茶屋市右衛門)、「あふら上ケ九ツ代三十六文」(あら町弥平)◆帳末に「とうふ式十かへ」
11	法名釈妙荷香典帳 (C0037-00377)	1772年(安永 1) 6月13日	(「不受香典」トアリ)
12	町香典帳 (C0037-00382)	1773年(安永 2) 8月17日	—
13	在香典帳 (C0037-00380)	1773年(安永 2) 8月17日	見舞として「 <u>油上ケセツ</u> 」(吉崎およつ)

14	法名釈尼妙信香奠富帳 (C0037-00383)	1776年(安永 5)12月 4日	「見(見舞)とうふ式丁」(金津新町又二郎)、「見 豆腐三丁」(まつや平七)、「見 とうふ二丁」(六ろ屋清次郎)、「見 あらけ(あぶらげ)十五」(平野や与次右衛門)、「見 油上げ十切」(北十日町大坂屋久左衛門)、「豆腐拾丁」(新用村弥五兵衛)、「油あげ拾五切 代六拾文」(吉崎浦かまやおそよ)、「油上ケ五切」(同所五右衛門妹およつ) ◆帳末に「豆腐拾八文かへ、油上ケ四文かへ」
15	法名釈尼妙祐香資留帳 (C0037-00384)	1793年(寛政 5) 9月 7日	「豆腐二丁」(金津六日町六ろや清次郎)、「よせ(寄せ豆腐)式丁見舞」(同所平野屋与次右衛門)、「油上ケ拾五切」(北金津大坂屋文吉)、「油あげ拾七切」(吉崎浦おつい) ●帳中の「払覚」に「拾六匁式分五厘 平野や与次右衛門 とうふ代」「四匁壹分 松谷や とうふ代」 ◆帳末に「一、とうふ 式十もん、一、油上ケ 六もん、一、銭(銀か) 壹匁 百もん」
16	法名釈了祐香資留帳 (C0037-00385)	1794年(寛政 6) 6月24日	見舞として「とうふ式丁」(金津新町稲越屋庄兵衛)、「上ケとふふ拾切」(けぬきや平左衛門)、「とふう二丁」(六ろ屋清次郎)
17	法名釈尼妙了香典帳 (C0037-00386)	1801年(享和 1) 2月27日	「あけ式拾五丁」(金津六日町善蓮寺)、「とうふ五丁」(同所大口屋善兵衛)、「とうふ三丁」(同所平野屋真助)、「大油上ケ壺ツ」(水口町いかきや伊右衛門)
18	法名釈了教香典帳 (C0037-00387)	1807年(文化 4)12月 5日	「とふ札式丁」(金津組町巻田丈左衛門)、「豆腐五丁見廻」(北金津茶屋太兵衛)、「ひりやうす四十五」(同所のみや弥助)、「油ケ十八」(水口町いかきや伊右衛門)、「あふらけ五十、拾壺文ツ、」(三国町八木善左衛門) ●帳中の「払方覚」に「式拾七匁七分式厘 平野や新助」
19	法名釈妙正香典帳 (C0037-00388-001)	1829年(文政12) 1月27日	●帳中の「払」に「七十文 油ケ十 平野や新助」、「百三拾八文 油十 とうふ三丁 呑屋弥助」
20	法号釈応雄香典帳 (C0037-00388-002)	1829年(文政12) 8月 3日	「油揚三十 ほた餅壺重」(かしや又右衛門) ●帳中の「払方」に「五百六十八文、油ケ四十 式百八十文、とうふ十式丁式百八十八文 わたや平吉」
21	法名釈了恩香典帳 (C0037-00388-003)	1829年(文政12)12月22日	「油ケ式十」(金津新町かしや市左衛門)、「角あふらけ三丁」(かつ山や利兵衛)、「角あふらけ三丁」(庄右衛門)、「とうふ式丁」(六日町新用や孫右衛門)、「ひりやうす三十五 豆腐十丁にて為す」(同所平の屋新助)、「とうふ五丁」(北金津総持寺)、「あふらけ十五」(のミや弥助)、「とうふ五丁」(なへや四郎兵衛)、「油ケ百」(新用村西徳寺)、「油ケ五十」(同村善右衛門) ●帳中の「払方覚」に「壺貫百三十四文 平のや新助」
22	法号釈浄儀香奠帳 (C0037-00389)	1839年(天保10) 8月 5日	「油揚三十、とうふ五丁」(金津六日町大口屋善兵衛)、「とうふ五丁」(同所平野や新助)、「油上ケ十五」(北金津太郎兵衛)、「とうふ五丁」(同所利作)、「とうふ三丁」(同所松浦長頭)、「角油上ケ廿切」(同所玉や市左衛門) ●帳中の「覚」に「八匁六分三厘、上(あげ) 二十五、(とうふ) 九丁 わたや平吉」「式百文 上廿 太郎兵衛」
23	法号釈尼教念香典留帳 (C0037-00390-003)	1867年(慶応 3)12月19日	「油上ケ五ツ」(金津新町鍛冶屋儀右衛門)、「とうふ三丁」(同所竹屋多四郎)、「見舞 外二角揚五十」(丸岡魚屋甚右衛門)、「油揚廿」(伊井村半右衛門)

※幼年で死去したなどの理由で、香典を受けた実態がほぼ無く香典の記録を欠くか極端に少ないとみられる場合も表に示した。

1703年(元禄16) 3月の香典帳にみえる金津十日町茂助が持参した「油上とうふ三丁」は、越前における油揚げの最も古い例であろう(資料番号11)。ほぼすべての香典帳に油揚げがみえるとともに、1738年(元文 3) 7月の香典帳には、見舞として預かり札である「とうふ札二丁」が記録されている。

ることも注目される（豆腐札については後述）。また18世紀半ば以降、油揚げの価格表記がみられるとともに（表3 資料番号8）、将来行う返礼の目安とするためか、18世紀半ば以降の香典帳の帳末には米や酒の値段とともに、「豆腐拾八文かへ（換え）、油上ケ四文かへ」などと、豆腐や油揚げの銭換算単価が注記されているものが複数みられる（写真7、表3 中◆）。当時、豆腐だけでなく、油揚げも見舞い品として一般的なものとなったことを示している。

やや時代が降るが、1782年（天明2）8月17日の吉川亦左衛門の死去の際には、親戚・諸人足ら計127人が葬送にかかわっており、うち南金津教順寺、新用村西徳寺を含めた金津の町人ら計27人が通夜に詰める「夜とき（夜伽）方」としてみえている（写真8）¹⁶⁾。香典とともにみえる米や酒などの飲食物の見舞は、この「夜とき方」や諸人足に提供されたものと推測されるが、表3 資料番号15・18～22からは大量の豆腐や油揚げが消費され、それらが不足するときには購入することもあったことが読み取れる（表中●）。

表3が示すように、江戸時代中期すなわち18世紀初頭から見舞いとして豆腐や若干の油揚げがみられるものの、特に1757年の事例である資料番号10以降は油揚げがよくみられるようになる。また、1750年代を境として「揚豆腐」から「油揚」に呼称が変化していることも注目される（後述）。

次に、表3にみえる金津の豆腐屋について述べておく。資料番号14が示すように、金津六日町の平野屋と次右衛門は1776年の香典帳で「見（見舞い）」として「あらけ（油揚げ）十五」を、資料番号

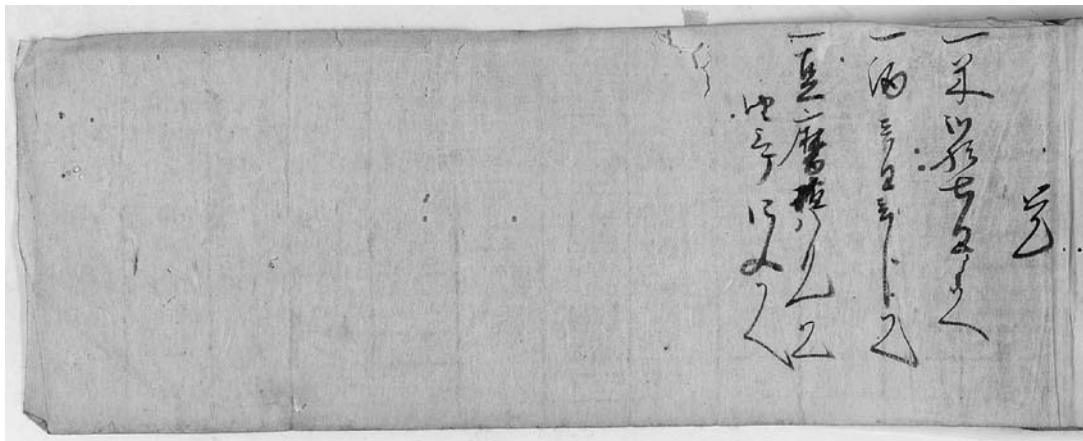


写真7 香典帳帳末における米・酒・豆腐・油揚げの各単価の記述（表3 資料番号14）



写真8 1782年の金津新町亦左衛門通夜の「夜とき方」

15が示すように1793年の香典帳で見舞いとして「寄せ豆腐弔丁」を持参している。このとき吉川家は、同人に16匁余の豆腐代を支払っていることから、平野屋は豆腐屋であったことがわかる。なお、前述の「三金津等明細帳」(1789年ごろ)に示されている南金津の1軒の豆腐屋は、金津六日町が南金津に属することから、平野屋であった可能性が高い。また、呑屋弥助なる豆腐屋が1807(文化4)に「ひりやうす(ひりょうず、がんもどき)四十五」を吉川家に持参し(資料番号18)、平野屋を継承したと思われる平野屋新助も1829年(文政12)に同家に「ひりやうす三十五」を供給している(資料番号21)。その他、平野屋新助が吉川家に豆腐5丁を持参している1839年(天保10)には、吉川家から「わたや平吉」と「太郎兵衛」に豆腐・油揚げの代金が支払われており、この両者も豆腐屋と判明する。

4. 江戸時代の越前の油揚げに関する若干の考察

(1) 豆腐札・油揚げ札について

江戸時代の越前における法事や報恩講および通夜に関する資料には、豆腐や油揚げがみられることを述べてきたが、これらの現品だけでなく、預かり札(一種の引換券)である豆腐札を利用した贈答が散見される¹⁷⁾。本稿の表1と表3によれば、越前における法事関係資料上の豆腐札の初見は1717年(享保2)の吉田郡上合月村勝見家における法事に同村の平兵衛から寄せられた「とうふ札五挺(五丁)」で、金津新町吉川家の香典資料上の初見は1738年(元文3)に「うふけや(うぶけや)九左衛門」から寄せられた「見舞 とうふ札二丁」である。また1760年(宝暦10)には、大野でも豆腐札が使われていることがわかる¹⁸⁾。これらのことから、遅くともおおよそ18世紀半ばまでには、越前の各地で豆腐札を用いた贈答が行われたとみることができよう。

一方、幕末期の福井城下近郊では、油揚げが日常的に盛んに消費されたほか、法事や通夜に直接関係のない日常の贈答にも「油揚げ札」が使われている事例が確認できる。一例を挙げると、足羽郡種池村の富農であった坪川家の資料群「坪川家文書」には、幕末から明治時代の各年の出来事のほか、贈答、支出などをほぼすべて記録した「年帳」がよく残されているが、1865年(慶応元)の「丑年帳」や1867年(慶応3)の「卯年帳」には、油揚げや油揚げ札の贈答の記事がみられる¹⁹⁾。「丑年帳」にみえる1865年の坪川家における油揚げや油揚げ札の贈答をまとめると、表4のようになる。同年8月5日の事例は「忌中見舞」としての贈答であるが、それ以外の事例は貰い物への返礼など、日常的な贈答である。

江戸時代において、全国各地で「酒札」「饅頭札」などの預かり札が使われていたことは従来から指摘されているが、今のところ「油揚げ札」が通用していたケースは全国のほかの地域にみられず、「油揚げ札」が通用していたのは越前だけだった可能性がある(ただし、油揚げ札の現物は現時点では未確認)。

一般に、贈答などである商品を大量に受けとった場合は、その商品の需要を超過した分は不要分つまり無駄になるが、預かり札を受け取った場合は、実際の需要(必要数)を勘案して商品との引き換えを行えばよいので、無駄を生じないことになる。また、預かり札の仕組みとして、客側は店から預かり札を受け取る際に商品の代金を先払いするが、店側は先払い金を原材料の仕入れや製造に必要な経費に充てることができ、経営の安定に役立つであろう。その一方、預かり札の持参人の需要に応じ

いつでも商品を引き渡すことが求められるため、店側は商品の供給量もある程度確保する必要がある。

このように考えると、江戸時代の越前で預かり札としての豆腐札や油揚げ札が存在したことは、法事に際して豆腐や油揚げを持ち寄ったり、通夜見舞いとして豆腐や油揚げを持参したりする贈答の文化が広くみられ、さらに日常でもそれらがよく食されるなど、豆腐や油揚げの需要と供給がともに大きかったことを示唆していると考えられる。

表4 坪川家文書「丑年帳」（1865年）にみえる油揚げ・油揚げ札の贈答

日付	油揚げ・油揚げ札の贈答に関する記事
1月 5日	揚豆腐三ツ貰 おたみ
1月25日	揚豆腐札五ツ遣ス 幸右衛門 右ハ年玉貰候故
2月12日	揚豆腐五ツノ札遣し 右同人(幸左衛門)同(右ハ昨年頼筋有之ニ付)
2月27日	油揚げ札ニ而七ツ進し
3月28日	油揚げ三ツ貰 下江守村宇右衛門ば、
5月15日	饅頭三匁貰 油揚げ五ツ貰 笹谷村渡部与四郎殿
閏 5月30日	油揚げ五ツ貰 朝宮村与市殿
8月 5日	油揚げ数五十進し 朝宮村兄玉孫左衛門殿 代銀四拾三匁 右ハ同人養父死去ニ付忌中見舞
12月25日	油揚げ三ツ貰 福井木田堀町常久屋より 但し算用之節
12月26日	油揚げ札五ツ遣ス 舞屋村伝三 右ハ当盆ニ素麺貰候故
12月27日	油揚げ札五ツ遣ス 当村幸左衛門 右ハ当夏度々貰物有之ニ付
12月29日	油揚げ札五ツ貰 同(当村)弥三右衛門 右ハ当夏貸銀候故歟
12月29日	油揚げ札五ツ貰 同(当村)武左衛門 代銀四匁七分五厘

(2) 油揚げの呼称と価格の表記について

次に、表1～表3の各表にみられる油揚げの呼称について述べる。

表1での油揚げの初見は1715年で、1(2)で述べたように、豆腐を荳胡麻油で揚げて作ったと推定される「あけとうふ(揚げ豆腐)」である(表1資料番号2)。1731年の資料には「油上ケ」の呼称がみえるが(表1資料番号4)、この呼称が一般的に使われるのは、1783年(天明3)以降である(表1資料番号9)。

表2は文化年間以降の大野の惣報恩講の記録で、手前揚げのものも店売りのものもすべて「油揚げ」と称されている。

江戸時代の坂井郡金津新町吉川家の香典帳にみえる油揚げをまとめた表3からは、同表資料番号16が示す1件の例外はあるものの、同表資料番号10の1750年代を境として、前述のように「揚げ豆腐」の呼称から「油揚げ」の呼称が一般的になっていることが読み取れる。加えて、この呼称の変化とほぼ同時に「あふら上ケ十切代四十文」などと、油揚げの価格が表記されるようになる。このことは、金津周辺では1750年代ごろ、店売りの油揚げが一般的になっていたことを示すものではないだろうか²⁰⁾。

店売りの油揚げが主流である現代において、「揚げ豆腐」よりも「油揚げ」の呼称の方が圧倒的に認知度が高いことは間違いないであろう。このことを踏まえて各事例での呼称を検討すると、かつては料理名のひとつであった「揚げ豆腐」が、18世紀における菜種油の普及に伴って広く店売りされるなかで一般的な商品となり、料理名ではなく商品名としての「油揚げ」という名称が定着したのではないかと考える。

おわりに

本稿では、「デジタルアーカイブ福井」の資料について、資料名に「法事」「報恩講」「香典」の語を含む資料を検索し、江戸時代の越前における油揚げに関する資料を簡易的に調査した。「デジタルアーカイブ福井」の資料は、もとより古文書の悉皆調査を基にしたものではなく、また資料調査の密度は県内の地域により偏りがあるため本稿における調査対象は十分でない面もあるが、江戸時代の越前において油揚げが少なくとも荳胡麻油と菜種油の2種類の油でつくられていたとともに、油揚げが江戸時代の越前の生活文化（法事や報恩講などの仏事、贈答など）に強く関連しながら食されていたこと、18世紀における「揚げ豆腐」から「油揚げ」への変化とその背景などを、資料をもとにある程度指摘できた。江戸時代の越前の生活文化とともにあったこの「油揚げ食」は、かつての生活文化が退潮しても食習慣や嗜好として残り、現在の福井県の「油揚げ・がんもどき」の旺盛な消費につながっていると考えられる。

ただ、いまだ油揚げ食の歴史については未詳の点も多い。ここでは簡単に述べるにとどめるが、「デジタルアーカイブ福井」で資料名に「献立」の語を含む資料を検索すると、155件の資料が見いだせるものの、そのうち油揚げ（飛龍頭・がんもどきを含む）がみえる江戸時代の越前の資料はわずか13点に過ぎない²¹⁾。しかも、江戸時代の越前において油揚げが祝い膳や式日の食に供されたことは献立資料からは確認できず、油揚げ食が確認される資料のほとんどは、百姓・町人身分の人びとの仏事や葬祭関係のものである。また、本稿2で江戸時代後期の犬野の惣報恩講における油揚げ食を紹介したが、報恩講で特に油揚げが食される理由も、未詳のまま残されている。

最後に、デジタルアーカイブを利用した本研究の成果と研究方法上の課題について触れておきたい。江戸時代における食文化など生活文化の様相は、文字資料からは読み取りにくく、しかも地域による差異が大きいと考えられ、限られた資料で推論したり一般化したりすることは慎重でなければならないと考えるが、各家文書のうち「法事帳」や「香典帳」などの私文書が、各地域における贈答や食などの生活文化史研究に資するものであることをある程度示せたことは、ひとつの成果と考える。

本研究では便宜上、資料名に1つの語を含む資料を検索して調査を行うという手法を採った。ただ、研究の精度を高めるためには、例えば法事について調べる場合、「法事」以外の語、例えば法事の類義語である「仏事」「取越」「法要」や、関連語の「周忌」「回忌」などの語が含まれる資料も対象とし、より多くの資料と事例を検討する必要がある²²⁾。今後の研究方法上の課題としたい。

注

- 1) 先行研究としては、谷洋子・岸松静代・浅田和美による『仁愛女子短期大学研究紀要 第22号』（2000年）所収「福井の郷土料理に関する研究（第二報）宗教行事『報恩講』の食事について」、森恵見・谷洋子による『同 第49号』（2016年）所収「福井県の油揚げに関する調査」などがある。
- 2) 森恵見・谷洋子前掲論文は、油揚げが一般に広がった時代や、油揚げ食が普及した社会的背景については触れていない。
- 3) 2021年1月末現在の筆者調査結果による。本稿表1・表3参照。
- 4) 勝山市大蓮寺文書「揚げ豆腐二付書状」（年未詳、J0081-00030）。書状を発した原治部右衛門は、江戸時代中期の勝山藩の家臣団を示す勝山市松井家文書「自小笠原貞信公至小笠原信房公諸士（勝山藩分限帳）」（J0074-00006）

に御城代として「原治部右衛門成興」とみえる人物と同一と推定する。なお、勝山藩主の小笠原貞信は1691年（元禄4）に勝山に入封し、その4代後の小笠原信房は1780年（安永9）に退任しているので、大蓮寺からの揚豆腐の献上はこの間に行われたことになる。

- 5) 「デジタルアーカイブ福井」は、福井県文書館・福井県立図書館・福井県ふるさと文学館が管理する古典籍・新聞・古文書（松平文庫・越葵文庫・越国文庫の越前松平家関係資料群を含む）・歴史的公文書・写真資料等からなる協同検索データベースであり、資料の画像も公開している。本稿は、あくまでも令和3年1月末段階での「デジタルアーカイブ福井」の資料をもとに考察するものであり、当然ではあるが、今後の新資料の発見等に伴うデータベースの充実により、本稿とは異なる見方が導かれる可能性がある。
- 6) 「法事帳」に記録された支出には、「銀五匁 料理人 台町平兵衛」とあり、この法事の料理人として雇われた松岡台町の平兵衛が「非時・斎覚」を作成した可能性がある。
- 7) この推論は、①「法事帳」資料の作成者（勝見氏）が「法事帳」とこの「非時・斎覚」を関連の文書として扱うべく、写真2のように結び付けたこと、②歴代の資料管理者がこれを保存し後世に伝えたこと、③現代に至り、原秩序尊重の原則をふまえ、文書のまとまりなどを残しつつ調査・撮影したこと、以上の3点をすべて満たして行い得たことを注記しておく。
- 8) 坂井郡三国瀧谷寺など真言宗寺院でも「報恩講」が行われ、例えば瀧谷寺文書にも1683(天和3)年以降の報恩講法会およびその出仕者を記録した「報恩講結末帳」などの資料が若干残されている。ただし、これらの諸資料には食に関する記録が確認できず、また、真言宗系の報恩講は越前において地域的な広がりをもつものでなかったと考えられるため、本稿では真言宗における報恩講は対象から除く。
- 9) 勝見宗左衛門家文書「安永八年亥ノ十一月七日晩報恩講」(B0037-00358)などがこれにあたる。
- 10) 年代により異なるが、惣報恩講の運営を行ったのは「御本家（小嶋氏か）」をはじめとし、「下女」らまで含めた10名程度とみられ、それぞれが毎年の惣報恩講の運営のために応分の費用を負担したことがみえる。
- 11) 「惣報恩講譲帳」の1821年（文政4年）の記事に店売りの油揚げがみえることから、この惣報恩講における油揚げの手前揚げの事例は、天保期ごろまでは大野町で油揚げが売られていなかったことを意味するものではない。
- 12) 1793年には「百姓方難儀之趣」という理由で菜種の専売は廃止され、前々の通り勝手次第に菜種を商うことが許されているが（『小浜・敦賀・三国湊史料』所収「三国湊御用留帳」）、このことは、各百姓の経営において現金収入につながる菜種栽培が重要視されていたこととともに、当時の越前における菜種栽培の普及をも示している。なお「デジタルアーカイブ福井」で資料名に「菜種」または「種油」の語を含む資料を検索すると、18世紀半ば以降における、越前で菜種生産と菜種流通をうかがわせる資料が多数見出せる。
- 13) 『福井県史』通史編4第三章第三節（平野俊幸氏執筆）および「三国湊御用留帳」によれば、福井藩は1788年（天明8）年以降、三国湊などからの菜種・菜種油・綿実油などの津留（移出制限）およびその解除を何回か行っている。このことは当時、越前においてそれらが取引される市場や販路があり、それらに対する需要が高かったことを示している。なお、綿実油については資料が少ないため、生産・流通の状況は未詳である。
- 14) 江戸時代の越前の香典帳には、金銭（米）の香典とともに金銭（米）の見舞を持参した例も多くみられるが、その場合は両者を分けて書くか、見舞にはその旨を注記してあることが多い。なお、『福井県史』資料編15民俗第3章4は、県内の通夜（「夜伽」、ヨトギ）と、通夜での供応である「ヨトギミマイ」の民俗について記しており、これを参照した。
- 15) 『福井県史』資料編4所収吉川充雄家文書4号。
- 16) 吉川充雄家文書「死去一切人々留」(C0037-00381)。
- 17) 発行年は未詳であるが、福井市岩堀健彦家文書に「越州朝宮岩堀」印のある豆腐札（資料番号 D0001-00176）がある。
- 18) 1760年（宝暦10）の事例を示す大野郡皿谷村の松浦平六家文書「妙智日光信女香典帳」（資料番号 K0009-00031）によれば、このとき松浦家に皿谷村の甚兵衛が豆腐2丁を、大野町の猪嶋平太夫が書状（悔状か）とともに「とうふ札 五丁」を松浦家に寄せており、豆腐札が大野で使われていたことがわかる。この一方でこの時、福井松本の新屋なる人物から香典として「油とうふ 五丁」が、福井の伊藤惣太夫から銀二匁に添えて書状

と「揚げ豆腐 廿」がわざわざ届けられている。この例は、江戸時代中期の大野郡の豆腐札の事例であるとともに、福井・大野郡間の油揚げの贈答を示すものとして興味深い。

- 19) 例えば1867年（慶応3）の「卯年帳」（『福井市史』資料編9所収、A0141-00082）を集計すると、この年、坪川家の当主武兵衛は、福井城下南端の木田堀町（現福井市西木田三丁目付近）の常久屋を主な購入先とし、近隣の下江守村佐兵衛（同人から「辻買」とあるので行商か）などからも購入した分と合わせ、年間30回、計118丁（うち14丁は札と引換え）の油揚げを日常的に購入しており、油揚げに対する嗜好が窺える。なお、この年武兵衛は、音信（贈り物）として24丁の油揚げを受け取った一方、「油揚げ札」を5人の人びとに計34枚贈ったことがわかる。なお、坪川家文書「丑年帳」「卯年帳」の一部は、『福井市史』資料編9に収載されている。
- 20) 一方、表1 資料番号5の1731年（享保16）の吉田郡上合月村勝見家における法事の記録に「貳百文、油上ケ拾丁、但六ツ切、壺丁ニ付貳拾文ツ、」とあるが、これを扱った「とうふや六兵衛」の所在等は未詳であり、現段階ではこれが吉田郡における店売りの油揚げを示すものとは判断できない。なお同家は、1740年（元文5）の法事の際にも「上ケとをふ（揚げ豆腐）八丁」を買っているが、同時に「とほふう（豆腐）七丁」とともに「上ケ油（揚げ油）貳合」をも購入している。店売りの油揚げを購入しつつ、法事に必要な油揚げの一部を手前揚げして作っていることが窺える。
- 21) この13点の資料は、食膳の順序などを一定の書式で記した献立、いわゆる伝統的な本膳料理の献立ではなく、料理の覚書ともいうべきものである。このような検索結果が導かれるのは、「デジタルアーカイブ福井」における資料名の一部に「献立」の語を便宜的に用いているためである。
- 22) 「デジタルアーカイブ福井」では複数の語のいずれかを含む資料名の検索、いわゆる OR 検索が可能である。検索語を吟味する必要があるが、本稿のような調査・研究方法をとる場合、利用価値は高いと考える。

〔付記〕本稿は、福井県文書館ホームページに令和2年10月に公開したコラム「江戸時代のふくい油揚げ事情」を加筆・修正及び再構成したものです。